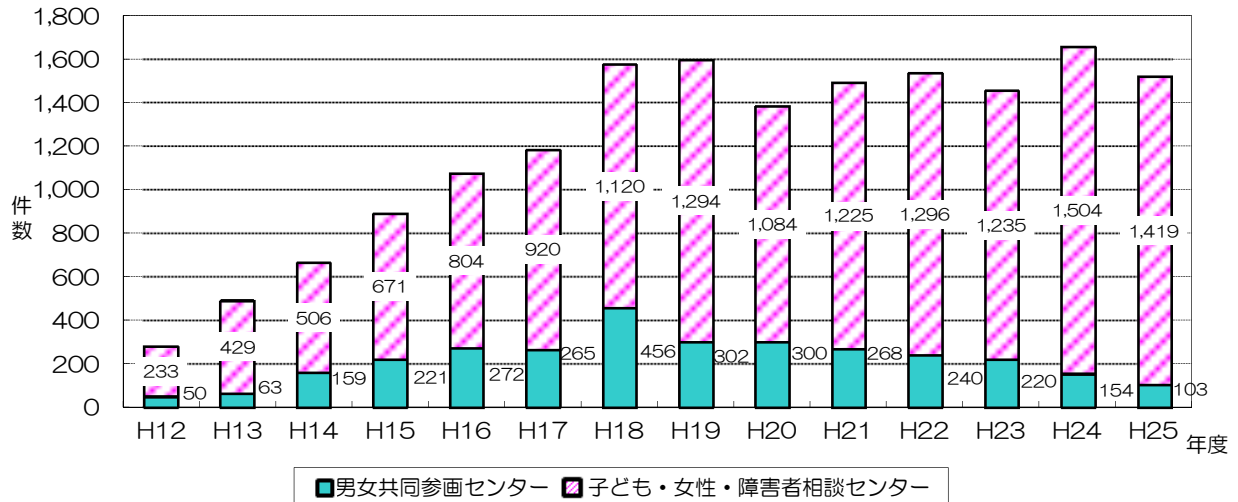


## 5 男女間の暴力

### (1) ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する相談状況



資料：子ども未来課、青少年・男女共同参画課調べ

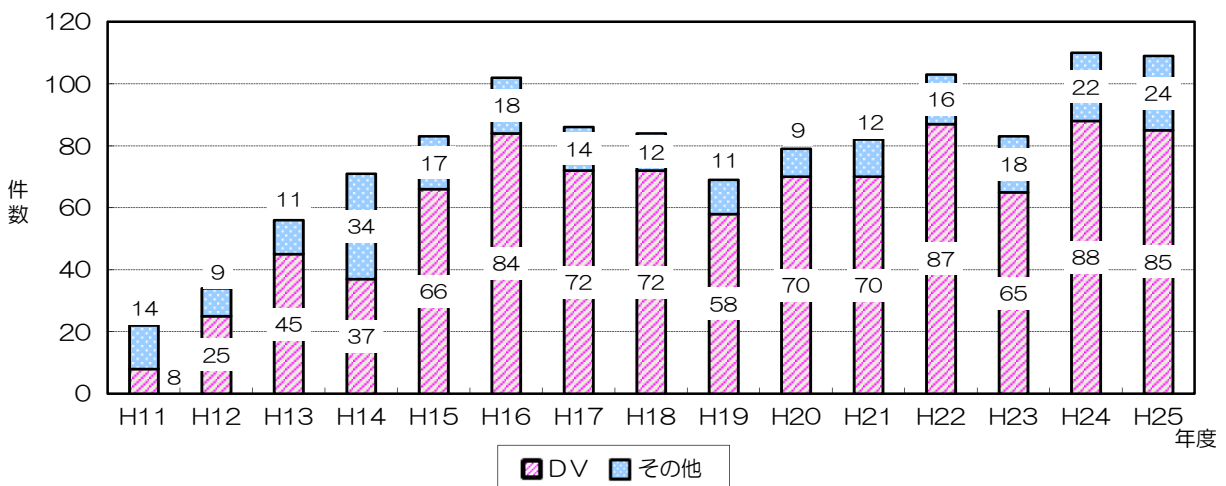
※ドメスティック・バイオレンス(DV):

英語の「domestic violence(家庭内の暴力)」をカタカナで表記したもので、明確な定義はないが、近年、国内では主に「配偶者や恋人などから加えられる暴力」という捉え方で使用している。

★ポイント★

- ◇ 県男女共同参画センター及び県子ども・女性・障害者相談センターにおけるDVに関する相談件数は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が施行された平成13年度以降大幅に増加し、平成18年度以降は横ばいになっている。
- ◇ 平成25年度の相談件数は、1,522件あり、前年度より136件減少している。

### (2) 子ども・女性・障害者相談センターにおける一時保護状況

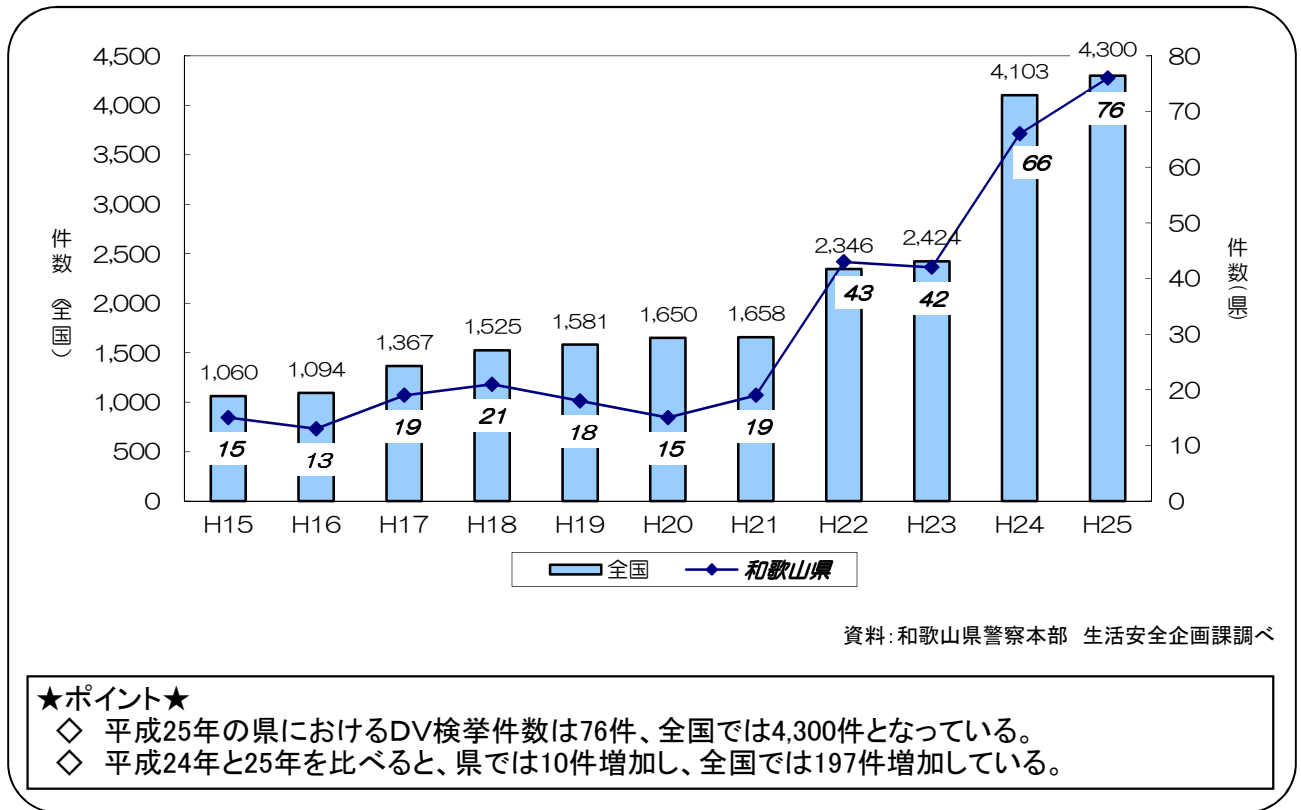


資料：子ども・女性・障害者相談センター調べ

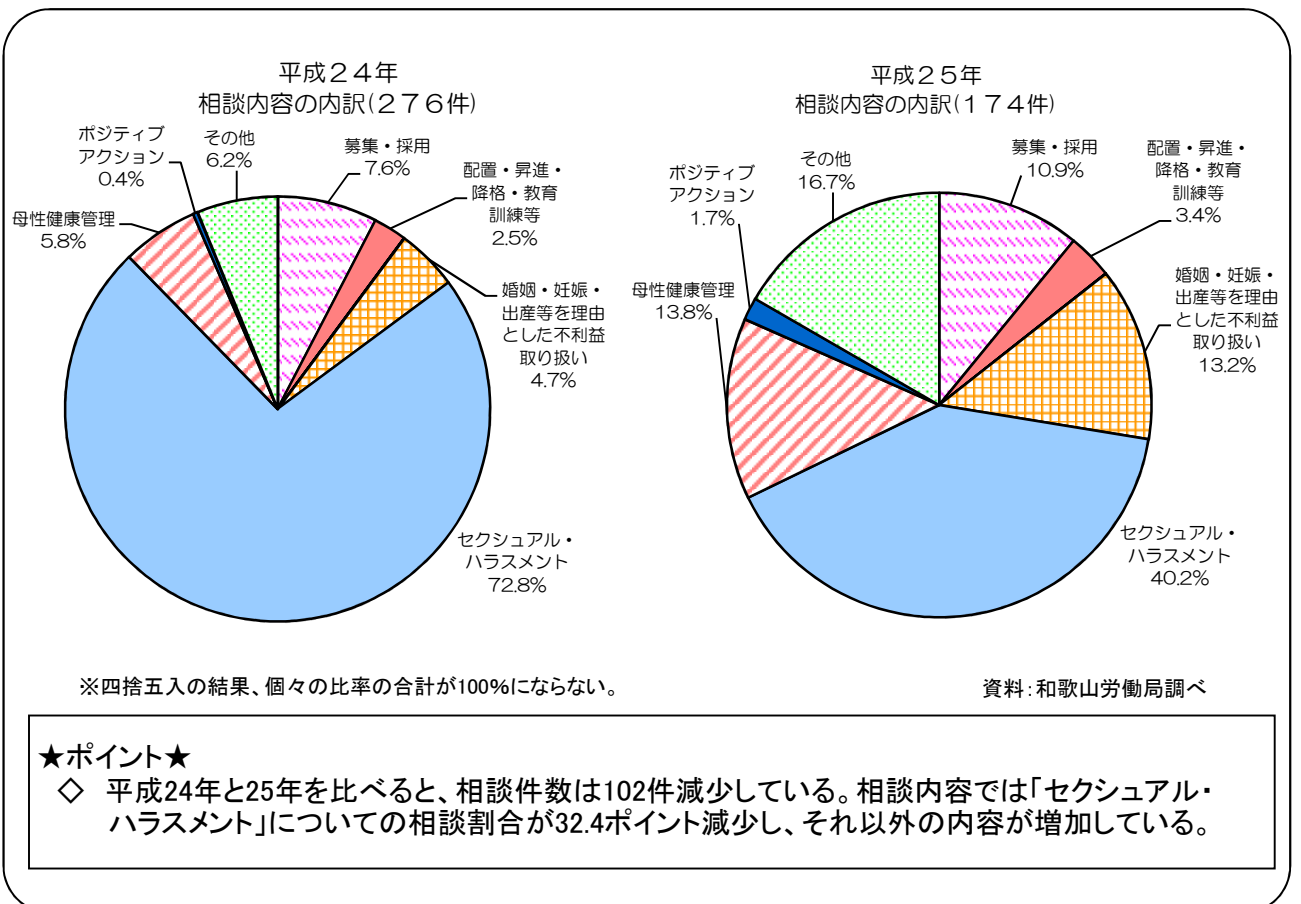
★ポイント★

- ◇ 県子ども・女性・障害者相談センターにおける平成25年度の一時保護件数は、全体で109件となり、前年度よりも1件減少した。DV被害者も前年度より3件減少した。

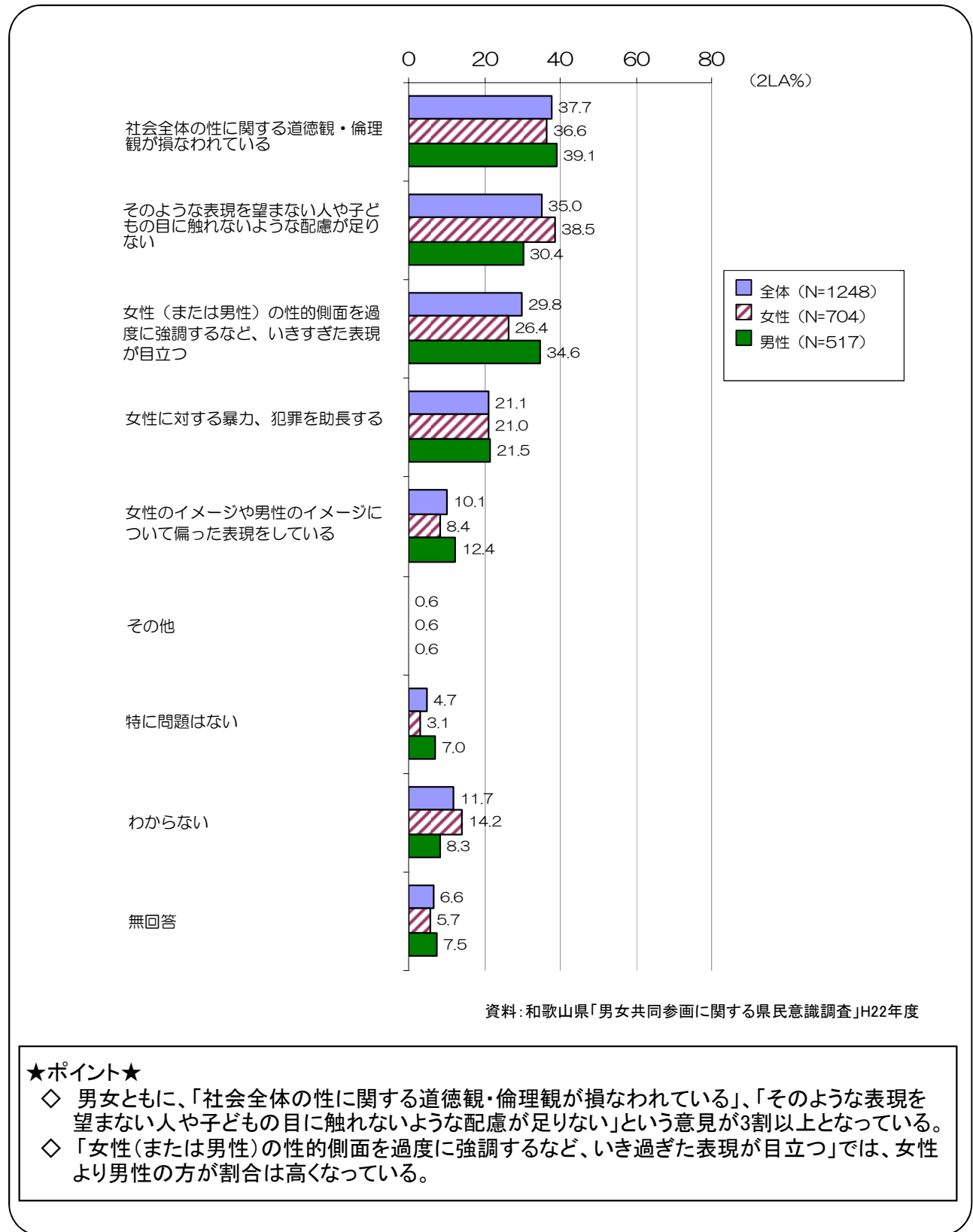
(3) DV(殺人、傷害、暴行等)の検挙件数



(4) 男女雇用機会均等法に関する相談状況



(5) メディアにおける性や暴力表現についての考え



(6) 性犯罪や配偶者からの暴力をなくすために必要なこと

